

平成24年第8回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成24年 8月27日 (月)
午前9時30分 から 午前10時21分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員 (15名)

1番	木村茂人	2番	塚田修彦
3番	後藤政次	4番	小野三幸
5番	大仁田金次	6番	松本良明
7番	田中文彦	8番	内尾明美
9番	西田悟	10番	高道修二
11番	山本政人	12番	錦戸幸春
13番	宮崎敬三	14番	山下時義 (職務代理者)
15番	岡村貞夫 (会長)		
4. 本日の欠席委員 (0名)
5. 議事日程
 - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
 - 日程第2. 議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第3. 議案第78号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第4. 議案第79号 農用地利用集積計画の認定について
 - 日程第5. その他
6. 総会書記 (農業委員会事務局職員)
事務局長 吉村文雄・局長補佐 坂本重志・参事 田尻龍一

7. 会議の概要

1, 開 会

開会午前9時30分

議 長

おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから平成24年第8回農業委員会総会を開会致します。

本日は全員の皆様が出席でございまして総会は当然成立いたしております

今年の夏も大変暑さが厳しい年でございました。水稻早期の収穫も一段落いたしまして、皆様方大変お疲れ様でございました。熊本県ふるさと農地未来づくり運動推進本部が蒲島熊本県知事を推進本部長として発足をいたしました。趣旨は担い手の農地集積営農組織への設立や運営の強化耕作放棄地の解消及び美しい農村景観作りを目指すため、知事がトップに立ち行政及び関係機関団体が一体となって推進するものでございます。熊本県ふるさと未来づくりの推進本部を設置し県民運動として実施するものでございます。天草地域ふるさと未来づくりの推進本部が8月7日振興局長を本部長として各市町長、農業委員会会長、各農業協同組合長が推進本部委員、幹事会が天草地域振興局農林水産部長、振興局課長、農業委員会事務局長、農業協同組合営農課長で構成されております。農家の高齢化が進む中農業委員の皆様にもよろしくご協力をお願いを申し上げます。

2, 議事録署名委員及び総会書記の指名

議事日程第1の議事録署名者及び総会書記の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

それでは、7番の田中文彦委員さんと8番の内尾明美委員さんをお願い致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の吉村氏、坂本氏、田尻氏を指名致します。

3, 議 事

それでは、早速議事に入ります。まず日程第2. 議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程を致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

それでは日程第2. 議案第77号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明致します。

3ページをお開き下さい。全部で3件ございます
まず、整理番号1の申請ですが、議案記載の譲受人は、議案記載の譲渡人より売買により取得し、所有権を移転したいというものです。
申請地は4ページから9ページに図示しております。
物件の表示は3ページ記載のとおり畑3筆合計2,245㎡です。
権利の種類は所有権移転で、申請理由は相手方の要望によるものです。
農地法許可基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、権利取得後の経営面積が40a以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸・質入れではないか、地域との調和要件を満たしているかの審議要件は、現地確認、書類審査、本人への聴き取り等の結果全て満たしているものと判断いたします。

次に10ページの整理番号2ですが、議案記載の譲受人は、議案記載の譲渡人より売買により取得し、所有権を移転したいというものです。申請地は11ページから12ページに図示しております。
物件の表示は10ページ記載のとおり畑1筆461㎡です。
権利の種類は所有権移転で、申請理由は相手方の要望によるものです。
農地法許可基準に照らし合わせた結果ですが1～7の項目につきまして整理番号1と同じく全て満たしているものと判断いたします。

次に13ページの整理番号3ですが、議案記載の譲受人は、議案記載の譲渡人より売買により取得し、所有権を移転したいというものです。申請地は14ページから15ページに図示しております。
物件の表示は13ページ記載のとおり畑1筆320㎡です。
権利の種類は所有権移転で、申請理由は相手方の要望によるものです。
農地法許可基準に照らし合わせた結果ですが1～7の項目につきまして整理番号1、2と同じく全て満たしているものと判断いたします。
以上3件です。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきましたが、関連案件3件でございます。1件ずつ処理して参ります。まず整理番号1についてでございますが、ご意見のある方は挙手願います。

10番 はい

議長 はいどうぞ

10番 ちょっとお尋ねをしたいと思います。譲り渡し人と譲受人の間柄、番地、住所が一緒ですが間柄をお伺いしたいと思います。

議長 事務局 よろしいですか。

10番 といいますのが、売買でしたが番地も同じこれだけ見ると親子かなという感覚を受けたものですそれで売買なのかなそれでお尋ねをしたい。

事務局 はい

議長 はいどうぞ

事務局 地番の案件につきましては、住所番地は一緒となっておりますが、家の所在は別となっておりますご近所であり親子等の関係はございません。別世帯となっております。

議長 よろしゅうございますか。聞くところによりますと、譲り渡し人の方が苓北から転出されるとお聞きいたしましたので、こういう3条に上がってきたものと思います。
それでは、整理番号1につきまして、ご意見のある方他にございませんか。なかったら賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

ありがとうございました。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可することに致します。

続きまして整理番号2についてご意見のあられる方は挙手を願います。

(意見なし)

ないようでございますので、整理番号2について賛成の方の挙手を求

めます。

(全員賛成)

ありがとうございました。全員賛成でございますので整理番号2につきましては許可することに致します。

続きまして整理番号3についてご意見のあられる方は挙手願います。

(意見なし)

ないようでございますので、整理番号3について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

ありがとうございました。全員賛成でございますので整理番号3につきましては許可することに致します。

次に日程第3議案第78号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。事務局に説明を求めます。

事務局

日程第3議案第78号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

17ページをお開き下さい。譲受人は議案記載のとおりであり譲渡人も議案記載のとおりです。

申請物件は議案記載のとおり田1筆348㎡、畑1筆187㎡合計2筆535㎡です。転用の目的は個人住宅です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、平成元年頃に住宅の建築を行った農地であるが、建築以前から耕作されておらず、許可申請が必要な土地としての認識がないまま利用していた。

今回、敷地の所有権移転登記を行うにあたり土地及び建物の登記状況を確認したところ、農地法に関する許可申請が必要な土地であることがわかった次第です。現在も居住している建物で、他に代替えできる土地もないことから申請地を宅地として利用したい。というものです。場所及び施設の概要につきましては18ページから20ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の現実性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策についても、事業計画、位置図、平面図、字図、排水同意書等関係書類も添えられており審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断いたしております。今回始末書を添付しての申請でございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。転用目的は個人住宅でございます。平成元年頃に住宅の建築を行ったということで今回始末書を添付しての申請でございますがこの件につきましてご意見のある方は挙手をお願いします。

事務局にちょっとお尋ねしますが平成元年頃えらい長く日にちもたつとるですね。それまで気付かれなかったんですか。

事務局 経緯を確認したところ平成元年に住宅を建てられた際には、土地については賃貸借契約ということで、建物は譲受人さんが建てられたんですけど、土地については売り渡し人さんの名義のまま借りていたということで、現状も耕作もされてなかったということから、農地としての認識もないまま賃貸借契約を結んでおられたようです。平成22年の末に売買契約を結び、登記をしようとしたときに、農地であることがわかった経緯です。それから転用をするに当たって一筆を分筆する必要があったものですからそういった処理に時間を要したため今回の申請となりました。以上です。

議 長 はい、こういう問題はやはりなにか農地として借りておられたということでございますが、こういうのは早めにね確認してそしてさっさんと平成元年に上がってきてるのが平成24年に農業委員会に上がってくるというのはあまりにも日にちが経ちすぎているのではなかろうかと思えますが始末書を添付してに申請でございます。他に皆さんからご意見ございませんか

(異議無しの声)

議 長 このまま認めてよございますか。それではこの件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成でございますので許可することに致します。

次ぎに日程題4 議案第79号 農用地利用集積計画の認定についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 日程題4. 議案第79号 農用地利用集積計画の認定について説明いたします。

23ページをお開き下さい。

新規で利用権等の種類が利用権設定賃借権で設定の期間が10年4ヶ月、借り手が23ページ記載の個人です。設定を行う農用地は志岐の田12筆12,819㎡、志岐の畑1,065㎡合計13,884㎡です。貸し手は同じく議案記載の個人です。

24ページをお開き下さい。所有権移転で買い手は24ページ記載の公社です。売り手は同じく24ページ記載の個人です。移転する農用地は白木尾の田1,605㎡です。

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局から利用権設定についての説明がありましたが、この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いします。

ございませんか

(ありませんの声)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので許可することに決定いたします。

議案につきましては以上でございますが、その他の項で事務局からお願いいたします。

事務局

それでは、その他の項で説明したいと思います。

(資料により説明する。)

1、農地転用許可不要案件届出について

申請者 福岡市博多区博多駅東二丁目6番1号
ソフトバンクモバイル株式会社

概要 苓北町都呂々字立見228-1 畑1, 596㎡
のうち 68.25㎡

苓北都呂々立見無線基地局電気通信設備新設工事
コンクリート継柱(28m)及び無線通信用機器を設置

2、農地パトロールについて

当初計画では11月としていたが、改選の年でもあるので10月
15日の週に計画をしたい。併せて人農地プランの対象農地も確認
をお願いしたい。

3、その他

○熊本広域大水害義援金については、指定の口座へ振り込む。

○全国農業新聞の普及について

熊本県農業会議 山崎さんより説明

○次回第8回総会は9月25日、火曜日の午前9時30分開催予
定

議長

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成24年
第8回総会を閉会いたします。

閉会午前10時21分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____

